

# ○津山工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程

〔平成9年4月1日〕  
規程第2号

改正 平成10年12月15日規程第6号 平成13年3月30日規程第14号  
平成14年9月24日規程第6号 平成15年1月28日規程第2号  
平成16年3月19日規程第12号 平成23年5月25日規程第10号  
平成28年3月18日規程第21号

(趣旨)

**第1条** 津山工業高等専門学校専攻科における授業科目の履修、試験、学業成績の評価及び修了の認定等については、本校学則に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

(授業)

**第2条** 1単位時間は、標準50分とする。ただし、2単位時間連続の授業の場合は、2単位時間を標準90分とする。

2 授業は、講義、演習及び実験のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

3 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学業を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験については、45時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

**第3条** 専攻科の学生は、開設する授業科目のうち選択科目の履修にあたっては、年度当初に受講科目履修届（別紙第1号様式）を所定の期日までに提出しなければならない。

(試験)

**第4条** 試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

2 定期試験は、各学期末に実施する。なお、平素の成績によって評価しうる授業科目については、試験の全部又は一部を行わないことができる。

3 定期試験に際し不正行為を行った者は、その学期の定期試験の全科目を0点とする。

**第5条** 追試験は、病気その他やむを得ない事由により定期試験を受験できなかった者のうち、追試験受験願（別紙第2号様式）を所定の期日までに提出し、その許可

を得た者に対し実施するものとする。

**第6条** 再試験は、成績が不良の者について行うことができる。

(成績の評価及び評定)

**第7条** 授業科目の成績評価は、定期試験の成績及び平素の学業状況等を総合して行うものとする。

**第8条** 成績の評価は、100点法により評価し、次の区分によって優、良、可、不可と評定する。

評価区分	100～80	79～70	69～60	59～0
評 定	優	良	可	不可
判 定	合 格			不合格

2 特別研究は、合格又は不合格で評定する。

(再履修)

**第9条** 不合格科目は、再履修願(別紙第3号様式)を提出させ、次年度再履修させることができる。

(専攻科の修了要件)

**第10条** 専攻科の修了に必要な単位数は、62単位以上(一般科目6単位以上、共通科目16単位以上、専攻科目40単位以上)とし、専攻科修了認定会議に諮り校長が修了を認定する。ただし、必修科目については、すべて履修し単位を取得しなければならない。

2 専門基礎科目は、当該専攻の学習を補完する目的の科目であり、希望により履修することができる。ただし、専攻科の修了に必要な単位数とはしない。

(他専攻の授業科目の履修)

**第11条** 他の専攻で開講されている選択科目の履修を希望する学生は、あらかじめ担当教員の許可を得た上で履修願(別紙第4号様式)を提出しなければならない。これにより修得した単位は6単位を限度として当該専攻における単位として認定することができる。

(他の教育施設で履修した単位の認定)

**第12条** 大学及び他の教育施設で修得した単位は、20単位を超えない範囲で専攻科における授業科目の履修と見なし、当該専攻における単位として認定することができる。

(長期履修学生)

**第13条** 長期履修学生の年間履修可能単位数は、原則として修了要件単位数を認定された修業年限で除した数の2分の3を上限とする。

2 長期履修学生又は学則第32条第1項の修業年限在学することが予定される学生が、修業年限の変更を希望する場合は、所定の期日までに、修業年限変更願(別紙第5号様式)を提出しなければならない。

(社会人コース)

**第14条** 企業勤務者等で特別の理由がある場合は、専攻科運営委員会の承認を得て個別に特別な履修方法を認めることができる。(以下「社会人コース」という。)

2 社会人コースの入学を認められた者の履修方法は、当該専攻の担当教員に事前に相談して個別に決定できるものとする。

(その他)

**第15条** この規程の実施に必要な事項は別に定める。

**附 則**

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則** (平成10年12月15日規程第6号)

この規程は、平成10年12月15日から施行する。

**附 則** (平成13年3月30日規程第14号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則** (平成14年9月24日規程第6号)

この規程は、平成14年9月24日から施行する。

**附 則** (平成15年1月28日規程第2号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則** (平成16年3月19日規程第12号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則** (平成23年5月25日規程第10号)

この規程は、平成23年5月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

**附 則** (平成28年3月18日規程第21号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別紙第1号様式（第3条関係）

平成 年度受講科目履修届

\_\_\_\_\_工学専攻 学籍番号\_\_\_\_\_氏名\_\_\_\_\_

区分	授業科目	単位数	開設		担当教員	備考
			前期	後期		
選択科目						

- (注意) 1 開設欄は該当欄に○印を記入すること。  
 2 この届けは、4月 日 ( ) までに教務係に提出すること。

別紙第2号様式（第5条関係）

追 試 験 受 験 票

平成 年 月 日

津山工業高等専門学校長 殿

工学専攻 学籍番号

氏 名

下記の理由により、(前期 後期)試験を欠席したので追試験をご許可願います。

記

理由 (詳細に)

受 験 科 目	担 当 教 員	承認印	備 考

- (注意) 1 病気の場合は、医師の診断書を添付すること。  
2 この願いは、平成 年 月 日 ( ) までに担当教員の承認を経て教務係に提出すること。

別紙第3号様式（第9条関係）

再 履 修 願

平成 年 月 日

津山工業高等専門学校長 殿

\_\_\_\_\_工学専攻 学籍番号\_\_\_\_\_  
氏 名\_\_\_\_\_

下記の科目について、再履修をご許可願います。

記

履 修 科 目	担 当 教 員	承認印	備 考

(注意) 1 この願いは、平成 年 月 日 ( ) までに担当教員の承認を経て  
教務係に提出すること。

別紙第4号様式（第11条関係）

他の専攻科の授業科目履修願

平成 年 月 日

津山工業高等専門学校長 殿

\_\_\_\_\_工学専攻 学籍番号\_\_\_\_\_  
氏名\_\_\_\_\_

下記の科目について、再履修をご許可願います。

記

履 修 科 目	担 当 教 員	承認印	備 考

(注意) 1 この願いは、平成 年 月 日 ( ) までに担当教員の承認を経て  
教務係に提出すること。

## 修業年限変更願

平成 年 月 日

津山工業高等専門学校長 殿

\_\_\_\_\_工学専攻 学籍番号\_\_\_\_\_  
氏名\_\_\_\_\_

下記により、修業年限の変更を承認願います。

記

修業年限の希望変更期間	現 在	年	変 更	年
修業年限の変更を希望する理由				
履修計画変更新旧対照表 別紙のとおり				

(注意) この願いは、1月末までに教務係に提出すること。